

**函館市日乃出清掃工場の整備
および管理運営事業**

募集要項

令和2年11月16日

函 館 市

目 次

I 募集の趣旨	1
II 事業の概要	1
III 事業者の募集・選定スケジュール（予定）	4
IV 公募に関する条件等.....	4
V 提案書類の審査	12
VI 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項.....	13
VII 事業実施に関する事項.....	17
VIII 特定事業契約に関する事項.....	19
別紙1 事業スキーム図.....	20
別紙2 モニタリング実施要領等.....	21
別紙3 閲覧用参考資料リスト.....	23

募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

市	: 函館市をいう。
本事業	: 函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業をいう。
特定事業の選定	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に規定されている事項。本事業においては、PFI事業に準じたDBO方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
工場棟	: 函館市内で発生する、住民ならびに事業者が排出する燃やせるごみおよび破碎処理可燃性残さ等の処理をするとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。
管理棟	: 職員執務室、会議室、更衣室、休憩室、湯沸室、宿直室、物品庫、書庫、見学者用諸室等、市が本施設を管理するための施設をいう。
計量棟	: 本施設に搬入される一般廃棄物および燃料・薬剤等資材、搬出する処理残さ等を計量する施設をいう。
外構施設等	: 構内道路、駐車・駐輪場、構内排水設備、植栽、外灯、門囲障等をいう。
本施設	: 函館市日乃出清掃工場をいう。
DBO方式	: Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
SPC	: 選定された応募者の構成企業が本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	: 市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された応募者の構成企業およびSPCで構成される。
設計企業	: 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
建設企業	: 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
運営企業	: 事業者のうち本施設の管理運営を行う者をいう。
応募者	: 本事業の応募に参加する企業もしくは企業グループをいう。
構成企業	: 応募者を構成する企業をいう。
代表企業	: 応募者を代表する企業をいう。SPCの最大出資者となる。
建設JV	: 市と建設請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立しない。
基本契約	: 事業者に本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
建設請負契約	: 本事業の設計および建設の実施のために、基本契約に基づき、市と建設JV等が締結する契約をいう。
管理運営委託契約	: 本事業の管理運営の実施のために、基本契約に基づき、市とSPCが締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設請負契約および管理運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	: 事業者が実施する設計、建設および管理運営の実施状況についての市の監視をいう。

I 募集の趣旨

函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業（以下、「本事業」という。）は、函館市日乃出清掃工場（以下、「本施設」という。）の既存建屋を利用し、施設稼働と並行したプラント設備の更新および管理運営について、民間事業者の有する技術能力や経営能力を活用し、効率的かつ効果的な、施設の設計・建設および管理運営を行うことを目的としている。

本施設について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「P F I 法」という。）に準ずる事業として実施するため、「函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業実施方針」（以下「実施方針」という。）を令和元年 12 月 13 日に公表した。

そして、実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業を P F I 法に準ずる事業として実施することが適切であると認め、P F I 法第 7 条に規定される特定事業（以下「特定事業」という。）として選定し、令和 2 年 3 月 18 日に公表した。その後、函館市（以下、「市」という。）が本事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集および選定するにあたっての公告を令和 2 年 4 月 17 日に行ったものの、結果として不調となったため、事業の範囲および公募スケジュールを見直し、この度改めて募集公告するものである。

この募集要項は、市が本事業を実施する事業者を募集および選定するにあたり、公募に参加しようとする者に交付するものである。応募者は、この募集要項の内容を踏まえ、必要な公募書類を提出することとする。

II 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

ごみ焼却処理施設

(3) 公共施設等の管理者

函館市長 工藤 壽樹

(4) 事業内容

ア 事業方式

本事業は、P F I 法に準じて実施する事業であり、事業者が、市が所有する本施設について設計・建設、管理運営を一括して受託する D B O 方式とする。

イ 契約の形態

(ア) 市と事業者は、基本契約を締結する。

(イ) 基本契約に基づいて、市は、設計企業と建設企業による建設 J V 等と本事業に係る建設請負契約を締結する。

(ウ) 基本契約に基づいて、市は、S P C と管理運営委託契約を締結する。

(エ) 基本契約、建設請負契約、管理運営委託契約の 3 つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を「別紙 1 事業スキーム図」に示す。

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (ア) 設計・建設期間：令和3年10月から令和10年3月までの6年6カ月間
 (イ) 管理運営期間：令和4年4月から令和26年3月までの22年間（設計・建設期間中の既設炉および各新設炉の竣工以降の管理運営（令和10年3月全面供用開始））

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施設計	←→						
1号炉整備		←→					
2号炉整備				←→			
3号炉整備						←→	

※ 上記の表は参考であり、各炉の撤去および更新は、工事期間中の施設の処理能力確保の観点から、既設1号炉から順に、2号炉、3号炉の順を基本とするが、その他の更新方法の提案も可とする。

エ 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、市に引継ぐものとする。

オ 事業の対象となる業務範囲

(ア) 事業者が行う業務

- ①事前調査等に関する業務
 - 1) 市が行う各種調査の支援
 - 2) 市が行う各種許認可申請等支援
- ②本施設の設計・施工に関する業務
 - 1) 本施設の設計・施工
 - 2) 本施設の設計・施工に関連する施設整備
 - 3) 官公署等への申請
- ③本施設の管理運営に関する業務
 - 1) 運転管理業務
 - 2) 用役管理業務
 - 3) 維持管理業務
 - 4) 余熱利用管理業務（売電収入の管理を除く）
 - 5) 管理運営事業終了時の引継業務
 - 6) 清掃業務
 - 7) 除雪業務
 - 8) 安全管理業務
 - 9) 警備業務
- ④その他の業務
 - 1) 市の交付金申請手続き支援
 - 2) 情報管理業務
 - 3) 見学者対応
 - 4) 住民対応業務（事業者が負担すべき範囲）

(イ) 市が行う業務

- ①事前調査等に関する業務
 - 1) 各種許認可申請等

- 2) 生活環境影響調査
 - ②本施設の設計・施工に関する業務
 - 1) 設計および施工に関するモニタリング
 - ③本施設の管理運営に関する業務
 - 1) 受入業務
 - 2) 余熱利用管理業務（売電収入の管理）
 - 3) 副生成物等の運搬業務
 - 4) 既設炉および既設流用設備の補修
 - 5) 管理運営に係るモニタリング
 - ④その他の業務
 - 1) 交付金申請手続き
 - 2) 住民対応業務（市が負担すべき範囲）
 - カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

 - (ア) 本施設の整備に係る対価

市は、本施設の設計業務および建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JVに支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。
 - (イ) 本施設の管理運営に係る対価

市は、事業者が実施する本施設の管理運営業務に係る対価を、委託料として管理運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、消費者物価指数等に基づき、年に1回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（燃やせるごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。
 - キ 市が申請を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金（地域計画に基づく事業実施のために国が市町村に交付する交付金）の申請を予定している。交付金の申請等の手続きは市において行うが、建設JVは申請手続きに必要な書類の作成等について市を支援するものとする。
- (5) 事業スケジュール（予定）
- | | |
|---------------|--------------------------|
| ア 優先交渉権者の選定 | 令和3年 6月 |
| イ 特別目的会社の設立 | 令和3年 8月 |
| ウ 仮契約の締結 | 令和3年 8月 |
| エ 契約議案の議会への提出 | 令和3年 9月 |
| オ 特定事業契約の締結 | 令和3年 9月 |
| カ 本施設の整備 | 令和3年10月～令和10年 3月（6年6カ月間） |
| キ 本施設の供用開始 | 令和9年度（全面供用開始） |
| ク 本施設の管理運営 | 令和4年 4月～令和26年 3月（22年間） |
- (6) 関係法令等の遵守
- 市および事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則および要綱等を遵守しなければならない。

Ⅲ 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性および公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の募集および選定は、公募型プロポーザル方式により行う予定である。

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和2年11月16日（月）	募集公告（募集要項等の公表）
令和2年11月20日（金）～ 令和3年3月31日（水）	参考資料の閲覧
令和2年12月7日（月） ～8日（火）	募集要項等に対する質問の受付（第1回）
令和2年12月7日（月）～ 令和3年3月31日（水）	現地確認
令和2年12月25日（金）	募集要項等に対する質問回答の公表（第1回）
令和3年1月14日（木） ～15日（金）	参加表明書、資格審査申請書類受付
令和3年2月1日（月）	資格審査結果の通知
令和3年3月4日（木） ～5日（金）	募集要項等に対する質問の受付（第2回）
令和3年3月19日（金）	募集要項等に対する質問回答の公表（第2回）
令和3年4月28日（水）	提案書の受付
令和3年6月中旬	優先交渉権者の決定および公表
令和3年7月上旬	基本協定の締結
令和3年8月中旬	仮契約締結
令和3年9月中旬	本契約締結

Ⅳ 公募に関する条件等

1 応募者の備えるべき参加資格要件

（1）応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 応募者は、設計企業、建設企業および運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとし、応募者は市との交渉窓口となる企業1社を「代表企業」として定める。
- イ 参加表明書提出以後、応募者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議のうえ、これを決定する。
- ウ 応募者の構成企業は、原則として、他の応募者の構成企業になることはできない。なお、市が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業が事業者の業務等を支援および協力することは可能とする。
- エ 優先交渉権者は、仮契約締結時までに特別目的会社（以下「SPC」という。）を函館市において設立するものとする。応募者の構成企業のうち、設計企業（プラント担当）、建設企業（プラント担当）、運営企業については、SPCへ出資することとし、応募者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者中最大とする。

（2）応募者の要件

応募者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験およびノウハウを有していること。
- ウ 令和 2 年 11 月時点において函館市の競争入札参加資格を有していること。
- エ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、土木・建築担当、プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
 - (ア) 建築設計を実施する企業にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (イ) プラント設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。
 - ①以下の②～⑤の全ての要件に当てはまるストーカ炉の設計実績を 1 件以上有すること。
 - ②平成 14 年 12 月 1 日以降の竣工（完成）実績であること。
 - ③1 炉につき 100 t /日以上とし、2 炉構成以上であること。
 - ④ボイラータービン式発電設備を有すること。
 - ⑤3 年以上の稼動実績を有すること。
- オ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、土木・建築担当、プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
 - (ア) 建築施工を実施する企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - (イ) 建築施工を実施する企業にあつては、参加表明書の提出期限日において、函館市競争入札参加有資格業者として建築一式工事の工種に登録されており、函館市内に本店がある企業については、その建築一式工事の工事予定価格の区分に対応する等級が A 級に格付けされていること、函館市外に本店がある企業については、参加表明書の提出期限日において、経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。ただし、プラント施工を実施する企業が建築施工を実施する企業を兼ねる場合、(ア)、(イ)に記載の建築一式工事を清掃施設工事と読み替えることを認める。
 - (ウ) プラント施工を実施する企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
 - (エ) プラント施工を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。
 - ①以下の②～⑤の全ての要件に当てはまるストーカ炉の建設実績を 1 件以上有すること。
 - ②平成 14 年 12 月 1 日以降の竣工（完成）実績であること。
 - ③1 炉につき 100 t /日以上とし、2 炉構成以上であること。
 - ④ボイラータービン式発電設備を有すること。
 - ⑤3 年以上の稼動実績を有すること。
- カ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。
 - (ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
 - (イ) 一般廃棄物を対象とし、発電設備を有する全連続燃焼式焼却炉（2 炉構成以上）の運転管理実績を 1 件以上有していること。
 - (ウ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として管理運営開始後 5 年間以上配置できること。
 - (エ) 本施設の管理運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 応募者の構成企業の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 (昭和 22 年政令第 16 号) の規定に該当する者
- イ 函館市において定める要領において指名停止期間中である者
- ウ 清算中の株式会社である企業については、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく特別清算開始命令がなされている者
- エ 会社更生法 (昭和 27 年法律 172 号) に基づき更生手続き開始の申立がなされている者または民事再生法 (平成 11 年法律 225 号) に基づき再生手続き開始の申立がなされている者
- オ P F I 法第 9 条の規定に該当する者
- カ 本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社および日比谷パーク法律事務所。また、これらと資本面および人事面において関連のある者。(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者もしくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)
- キ 函館市日乃出清掃工場整備事業者選定委員会の委員と資本面および人事面において関連のある者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に応募者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、募集要項等および追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 使用言語および単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法 (平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号) に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(4) 著作権

応募者から本募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、本募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(6) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、こ

の検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示することを禁じる。

(7) 提案限度額の公表

本事業における提案限度額は、34,806,000,000円(税抜き額)である。

(8) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知することとする。

3 応募に関する手続き等

(1) 募集公告(募集要項等の公表)

令和2年11月16日(月)に募集公告し、募集要項等を交付する。また、市のホームページにおいて、同日から募集要項等を公表する。

なお、募集要項等に対する説明会および現地見学会については、新型コロナウイルス感染対策の観点から実施しない。ただし、希望者個別に現地確認できる機会を設定する。

(2) 参考資料の閲覧

応募にあたっての参考資料として、「別紙3 閲覧用参考資料リスト」に示す資料の閲覧を、以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間：令和2年11月17日(火)～令和3年3月26日(金)午後3時

イ 閲覧場所：北海道函館市日乃出町26-2

函館市環境部日乃出クリーンセンター会議室

ウ 閲覧日：令和2年11月20日(金)～令和3年3月31日(水)のうち、申込者が希望する日。ただし、土曜日、日曜日、休日は除く。なお、資格審査結果通知日以降は、参加資格が確認された応募者のみを対象とする。

エ 閲覧時間：午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除く)

様式第1号に記入の上、最も早い希望日の3ヶ日前の午後3時まで、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Word形式)を添付し、函館市環境部日乃出クリーンセンター施設整備担当に送信して提出することとする。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

○Eメール：kankyoh-shinshori@city.hakodate.hokkaido.jp

○電話番号：0138-56-6615

閲覧日時は、市から申込者あてに回答する。

(3) 募集要項等に対する質問の受付(第1回)

募集要項等の内容等に対する第1回質問を、様式第2号により以下のとおり受け付ける。

ア 募集要項等に対する第1回質問の受付

(ア) 受付期間：令和2年12月7日(月)～12月8日(火)午後3時

(イ) 提出方法：提出方法は、原則として、様式第2号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel形式)を添付し、市に送信して提出すること。また、郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したCD-Rを同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

○Eメール：kankyoh-shinshori@city.hakodate.hokkaido.jp

○郵送先：〒040-0022 北海道函館市日乃出町26-2

函館市環境部日乃出クリーンセンター施設整備担当

○電話番号：0138-56-6615

イ 募集要項等に対する第1回質問への回答

提出された質問に対する回答は、令和2年12月25日（金）から、市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

（4）現地確認

希望者個別に現地確認できる機会を次のとおり設定する。

ア 現地確認実施期間：令和2年12月7日（月）～令和3年3月31日（水）

（土曜日、日曜日、休日は要相談）

イ 現地確認実施日：上記期間のうち、申込者が希望する日。なお、参加資格審査結果の通知日（令和3年2月1日（月））以降は、参加資格が確認された応募者のみを対象とする。

ウ 現地確認実施時間：午前9時～午後4時（正午から午後1時までを除く）

エ 現地確認実施場所：函館市環境部日乃出クリーンセンター

オ 現地確認の申込について

（ア）申込受付期間：令和2年11月30日（月）～令和3年3月24日（水）午後3時

（イ）申込方法：様式第3号に必要事項を記入の上、最も早い希望日の7ヶ日前の午後3時までに、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word形式）を添付し、函館市環境部日乃出クリーンセンター施設整備担当に送信して提出することとする。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

カ 現地確認時の留意事項

新型コロナウイルスの感染対策として、以下についてご協力をお願いします。

（ア）確認箇所には密閉空間が含まれるため、参集は最小限の人員とすること。

（イ）風邪の諸症状がある者、現地確認を希望する日から起算して30日以内に海外渡航歴のある者その他感染や媒介リスクの高い者の参加は不可とする。

なお、現地確認実施期間中の申込回数については回数制限を設けないが、申込中の現地確認が終了した翌日以降に、次回現地確認の申込を行うこと。

○Eメール：kankyoh-shinshori@city.hakodate.hokkaido.jp

○電話番号：0138-56-6615

現地確認実施日時は、市から申込者あてに回答する。

（5）参加表明書および参加資格審査申請書類受付

応募者は、参加表明書および参加資格審査申請書類を函館市環境部日乃出クリーンセンター施設整備担当へ持参または郵送により提出すること。部数は2部とする。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、応募辞退届（様式第9号）を提出すること。応募を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付日時：令和3年1月14日（木）～15日（金）午前9時～正午、午後1時～午後3時

イ 受付場所：〒040-0022 北海道函館市日乃出町2-6-2

函館市環境部日乃出クリーンセンター施設整備担当

ウ 電話番号：0138-56-6615

エ 提出書類：様式第4号から様式第8号（全て2部）

（ア）参加表明書

（イ）参加資格審査申請書類および添付書類

①会社概要

②企業単体の貸借対照表（直近3年）

③企業単体の損益計算書（直近3年）

④連結決算の貸借対照表（直近1年）

⑤連結決算の損益計算書（直近1年）

⑥令和2年11月時点において函館市の競争入札参加資格を有することを証する書

類の写し

(6) 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、令和3年2月1日(月)に応募者の代表企業に対し、書面にて通知する。

(7) 参加資格がないと認めた理由の説明要求および説明要求に係る回答

参加資格がないと判断された場合、令和3年2月2日(火)から令和3年2月8日(月)までの午前9時から午後5時の間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、令和3年2月15日(月)までに応募者の代表企業に対し送付する。

(8) 募集要項等に対する質問の受付(第2回)

募集要項等の内容等に対する第2回質問を、様式第2号により以下のとおり受け付ける。

ア 募集要項等に対する第2回質問の受付

(ア) 受付期間：令和3年3月4日(木)～3月5日(金)午後3時

(イ) 提出方法：提出方法は、原則として、様式第2号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel形式)を添付し、市に送信して提出すること。また、郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したCD-Rを同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

○Eメール：kankyoh-shinshori@city.hakodate.hokkaido.jp

○郵送先：〒040-0022 北海道函館市日乃出町2-6-2

函館市環境部日乃出クリーンセンター施設整備担当

○電話番号：0138-56-6615

イ 募集要項等に対する第2回質問への回答

提出された質問に対する回答は、令和3年3月19日(金)から、市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(9) 提案書の受付

参加資格が確認された応募者から、本事業に関する下記の書類を記載した提案書を受け付ける。提案書の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、市は受領書を発行する。

ア 受付日時：令和3年4月28日(水)午前9時～正午、午後1時～3時

イ 受付場所：北海道函館市日乃出町2-6-2

函館市環境部日乃出クリーンセンター施設整備担当

(ア) 提案書類提出書(様式第10号)

綴じずに1部提出すること。

(イ) 提案価格書(様式第11号～様式第11-1号)

提案価格書および施設整備費(請負代金相当分)内訳書は封筒に入れ密封し、事業件名、宛先、応募者名を表記して1部提出すること。

(ウ) 委任状(様式任意)

必要な場合は、綴じずに1部提出すること。

(エ) 要求水準に関する確認書(様式第12号)

綴じずに1部提出すること。

(オ) 設計・施工業務に関する提案書(様式第13号～様式第13-4号)

(カ) 管理運営業務に関する提案書(様式第14号～様式第14-6号)

(キ) 事業計画に関する提案書(様式第15号～様式第15-6号)

(ク) 設計図書

①施設概要

②図面

- ・全体配置図
- ・動線計画図
- ・見学者動線計画図
- ・建築一般図（各階平面図，立面図，断面図）
- ・建築仕上図
- ・各階機器配置平面図
- ・機器配置断面図
- ・主要機器組立図
- ・フローシート
ごみ，空気，排ガス，灰，飛灰等
ボイラ給水，蒸気，復水等
上水，冷却水，再利用水，排水（プラント排水・生活排水等）等
余熱利用等
計装系統図
電気設備主回路単線系統図
- ・鳥瞰図

③設計図書等

- ・設計・工事工程表（設計期間中に行う調査内容および期間を含むものとする）
- ・設計仕様書
- ・総合仮設・施工計画
1号炉，2号炉，3号炉の解体・設置に合わせた第一次施工計画，第二次施工計画，第三次施工計画等の内容や工事期間中（各年・季毎）に発生する持出ごみ量を計画内容に含めること。また，各工程の仮設・施工計画図を含めること。
- ・主要機器設計基本数値計算書（性能，容量，数量，構造，材質，操作条件，等）
- ・物質収支計算書
- ・用役収支計算書
- ・熱収支計算書

提案書のうち，設計・施工業務に関する提案書，管理運営業務に関する提案書および事業計画に関する提案書については，様式第13号～様式第15-6号の順に，各ページの下に通し番号を振り，A4縦長左綴じにより，正1部副20部および内容を記録したデータ（CD等）1式（使用ソフト：Microsoft「Word」および「Excel」（Windows対応））を提出すること。なお，提案書は，各様式に定める提案記入枠内に，特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイントにて作成すること。

設計図書については，A3版で作成し，前記の順に横長左綴じ，正1部副20部を提出すること。

(10) 提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のため，応募者に対するヒアリングを実施する場合がある。

- ・実施日時：令和3年6月中旬

※時間，場所については追って通知する。

(11) その他

市が配布する資料および回答書は，本募集要項等と一体のものとし，以後，配布するものが本募集要項等を補完・修正するものである場合には，本募集要項等の内容に優先するものとする。

次のいずれかに該当する場合には，無効とする。

ア 応募資格がない者のした応募

- イ 提案書が所定の日時（令和 3 年 4 月 28 日午後 3 時）までに提出されないもの
- ウ 提案価格書の記載金額その他提案価格要件が確認できない提案（文字の誤脱、汚染、と抹または改ざん等）
- エ 提案価格書の記載金額を訂正した提案
- オ 応募者の記名押印のない提案価格書
- カ 同一事項に対して、同一提案者から同時になされた 2 通以上の提案価格書
- キ 提案価格の内訳について、設計・施工に係る対価と管理運営に係る対価の合計が、提案価格金額と不一致である提案価格書
- ク 他人の代理を兼ね、または 2 人以上の代理をしたもの
- ケ 上記のほか、函館市契約条例施行規則または特に指示した公募条件に違反している応募

V 提案書類の審査

1 審査および選定に関する事項

(1) 函館市日乃出清掃工場整備事業者選定委員会の設置

事業提案の審査は、透明性および公平性を確保することを目的として設置した学識経験者等で構成される「函館市日乃出清掃工場整備事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

選定委員会は、以下の6名で構成される。各委員に対して、本事業に関し接触することを禁止する。

委員長	澤村 秀治	(独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校副校長)
副委員長	永盛 恒男	(学校法人野又学園 函館大学 副学長)
委員	荒井 喜久雄	(公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長)
委員	川田 博仁	(税理士)
委員	佐藤 幸世	(一般財団法人日本環境衛生センター東日本支局環境事業本部 本部長 理事)
委員	林 寿理	(函館市環境部長)

(2) 審査の手順および方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

イ 提案書類審査

あらかじめ設定した「優先交渉権者選定基準」にしたがい、選定委員会において総合評価により提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定し、市に提言する。

ウ 審査事項

審査事項は、「優先交渉権者選定基準」に示すとおりとする。

エ 審査結果

市は選定委員会の提言を受けて優先交渉権者を決定し、審査結果を公表する。

2 事務局等

事業者の募集および選定に係る事務局は次のとおりである。

函館市環境部日乃出クリーンセンター施設整備担当

〒040-0022

北海道函館市日乃出町2-6-2

電話 0138-56-6615

FAX 0138-56-3498

E-mail kankyoh-shinshori@city.hakodate.hokkaido.jp

VI 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

1 計画地に関する事項

(1) 本施設

所在地	北海道函館市日乃出町 28 番
敷地面積	9,195.61 m ²
区域区分	都市計画区域内
用途地域	準工業地域
容積率	200%以下
建ぺい率	60%以下
その他	日影規制あり。防火地域，高度地区指定なし。

2 事業用地について

事業用地は市の所有地である。

3 本施設の整備概要

全体	建設予定地	北海道函館市日乃出町 28 番
	敷地面積	9,195.61 m ²
工場棟	施設規模	300t/日（3 炉構成）
	処理方式	全連続燃焼ストーカ焼却方式
	排ガス処理	ろ過式集じん器，乾式吹込み方式，燃焼制御方式，活性炭噴霧
	排水処理	ごみ汚水：炉内噴霧による酸化蒸発処理 灰汚水：凝集沈殿ろ過処理後，可能なものは再利用のうえ，余剰排水は下水処理水で希釈後，下水放流 洗車排水：沈砂槽で処理後，下水放流 生活排水：下水放流 プラント排水：処理後，可能なものは再利用のうえ，余剰排水は下水処理水で希釈後，下水放流
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式 エコノマイザ
	発電設備	蒸気タービン発電
その他施設	管理棟，計量棟，外構施設等	

4 処理対象物

- ・燃やせるごみ
- ・破碎処理可燃性残さ

5 本施設の設計・施工の提案に関する条件

本事業の範囲である「本施設の設計」，「本施設の建設」については，要求水準書（設計・建設編）に従い，提案書類を作成すること。

6 本施設の管理運営の提案に関する条件

本事業の範囲である「本施設の管理運営」については、要求水準書（管理運営編）に従い、提案書類を作成すること。

7 事業計画の提案に関する条件

(1) 本施設の設計・施工に係る対価

市は、本施設の設計業務および建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JVに支払う。支払は、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(2) 委託料

市は、SPCが実施する管理運営業務に係る対価を委託料として、管理運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は令和4年度第1四半期分（4月1日～6月末日）を初回として以後年4回、令和25年度第4四半期分（1月1日～3月末日）までの計88回支払われるものとする。

また、委託料は、固定料金と搬入廃棄物量に応じて変動する変動料金からなる。固定料金については、炉別に異なる料金設定を認めるが、変動料金については、新設炉と既設炉の2つの単価設定は認めるが、1号炉、2号炉、3号炉の単価は同額とする。したがって、「委託料に関して提案を求める事項」に示す7種類の単価等を提案すること。

委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、応募者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、優先交渉権者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して管理運営委託契約に定める。

なお、提案価格の算定にあたっては、令和4年度から令和25年度までの間、後掲する「搬入廃棄物の将来推計値」に示すごみ量があるものとする。

表 委託料に関して提案を求める事項

提案を求める事項		
・固定料金	新設1号炉	(四半期あたりの料金)
・固定料金	新設2号炉	
・固定料金	既設2号炉	
・固定料金	新設3号炉	
・固定料金	既設3号炉	
・変動料金	新設炉	(トンあたりの単価)
・変動料金	既設炉	

表 搬入廃棄物の将来推計値

(単位：t)

令和4年度	76,455	令和15年度	67,094
令和5年度	75,065	令和16年度	66,595
令和6年度	73,290	令和17年度	66,281
令和7年度	71,201	令和18年度	65,582
令和8年度	70,675	令和19年度	65,073
令和9年度	70,347	令和20年度	64,572
令和10年度	69,643	令和21年度	64,255
令和11年度	69,139	令和22年度	63,595
令和12年度	68,642	令和23年度	63,101
令和13年度	68,304	令和24年度	62,616
令和14年度	67,603	令和25年度	62,307

※変動料金について既設炉と新設炉で異なる単価を提案する場合、令和6年度および7年度の搬入量は各50%として提案価格を算定すること。

表 設計・建設期間中における委託料算定の適用単価等
(2ページに参考として示した既設1号炉から順に更新する基本ケースの場合)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
固定料金 新設1号炉	—	—	—	○	○	○	○
固定料金 新設2号炉	—	—	—	—	—	○	○
固定料金 既設2号炉	—	○	○	—	—	—	—
固定料金 新設3号炉	—	—	—	—	—	—	△※1
固定料金 既設3号炉	—	○	○	○	○	—	—
変動料金 新設炉	—	—	—	○※2	○※2	○	○
変動料金 既設炉	—	○	○	○※2	○※2	—	—

※1 新設3号炉の稼働開始日を令和10年3月1日とするので、提案価格の算定にあたっては、令和9年度の第4四半期に他の四半期分の1/3を含めること。

※2 令和6年度および7年度における、新設1号炉と既設3号炉の搬入量は「搬入廃棄物の将来推計値」の各50%として提案価格を算定すること。

(3) 物価変動による改定

ア 本施設の整備に係る対価

設計・建設期間中に、主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じた場合、建設請負契約に基づき、市と事業者の協議の上、変更額を決定する。

イ 委託料

委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、次式のとおり、応募者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とするが、この際に、 (I_{n-1}/I_2) または (I_{n-1}/I_{n-1-1}) が 0.985～1.015 の範囲内であるときは改定しない。物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)の「サービス」))とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、優先交渉権者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して管理運営委託契約に定める。

【初回の改定】

$$P_n = P_i \times \frac{I_{n-1}}{I_2}$$

P_n : 改定後の令和n年度の委託料（固定料金または変動料金）
 P_i : 提案による委託料（固定料金または変動料金）
 I_{n-1} : 令和（n－1）年度の指標値の平均
 I_2 : 令和2年度の指標値の平均

なお，固定料金，変動料金とも1円未満の端数は切り捨てとする。

【2回目以降の改定】

$$P_n = P_{i'} \times \frac{I_{n-1}}{I_{n'-1}}$$

P_n : 改定後の令和n年度の委託料（固定料金または変動料金）
 $P_{i'}$: 前回改定後の委託料（固定料金または変動料金）
 I_{n-1} : 令和（n－1）年度の指標値の平均
 $I_{n'-1}$: 前回改定時に用いた指標値

なお，固定料金，変動料金とも1円未満の端数は切り捨てとする。

（4）リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は，市と事業者が適正にリスクを分担することにより，より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり，本施設の整備および管理運営の責任は，原則として事業者が負うものとする。ただし，市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については，市が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクおよび市と事業者の責任分担の程度や具体的な内容については，特定事業契約に定めるものとする。

（5）保険

建設企業は，組立保険，工事保険，第三者賠償保険等に参加することとする。同様に，SPCは，第三者賠償保険等に参加することとする。

なお，市は，本施設の所有者として，本施設に係る建物災害共済に参加する。

Ⅶ 事業実施に関する事項

1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令および特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

(2) 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、函館地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、特定事業契約を解除することができる。

ウ 前2号の規定により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

3 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。

(2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市および事業者は、事業継続の可否について協議する。

(1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設請負契約を解除することができる。その場合、管理運営委託契約についても解除することができる。

(2) 管理運営期間においては、市および事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、管理運営委託契約を解除することができる。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

6 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する本施設の整備および管理運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

(1) 施工監理

市は、建設 J V 等が実施する本施設の設計・建設について、建設請負契約等に基づく適正履行を確認することを目的に、施工監理（設計監理を含む）を行うこととする。

(2) モニタリング

市は、S P C が実施する委託業務および S P C の財務状況の把握を目的に、定期的または随時に、公正な視点からのモニタリングを行うこととする。具体的には、計画書、業務報告書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング（事業者、利用者）等により実施する。また、市は、必要に応じて専門家等の意見を参考にモニタリングを実施する。具体的な内容を、「別紙 2 モニタリング実施要領等」に示す。

(3) 支払の減額等

管理運営委託契約、要求水準書で定められたサービス水準および事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については管理運営委託契約に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の可否および額を決定する。なお、減額した場合であっても、サービス内容を充足していないことによる市の事業者に対する損害賠償を妨げるものではない。

① サービス水準の充足

② 上記①を満たさない事項が市に及ぼす影響度

③ 上記①を満たさない事項に対する改善

（市が提示する是正期間内であればペナルティなしとする。）

Ⅷ 特定事業契約に関する事項

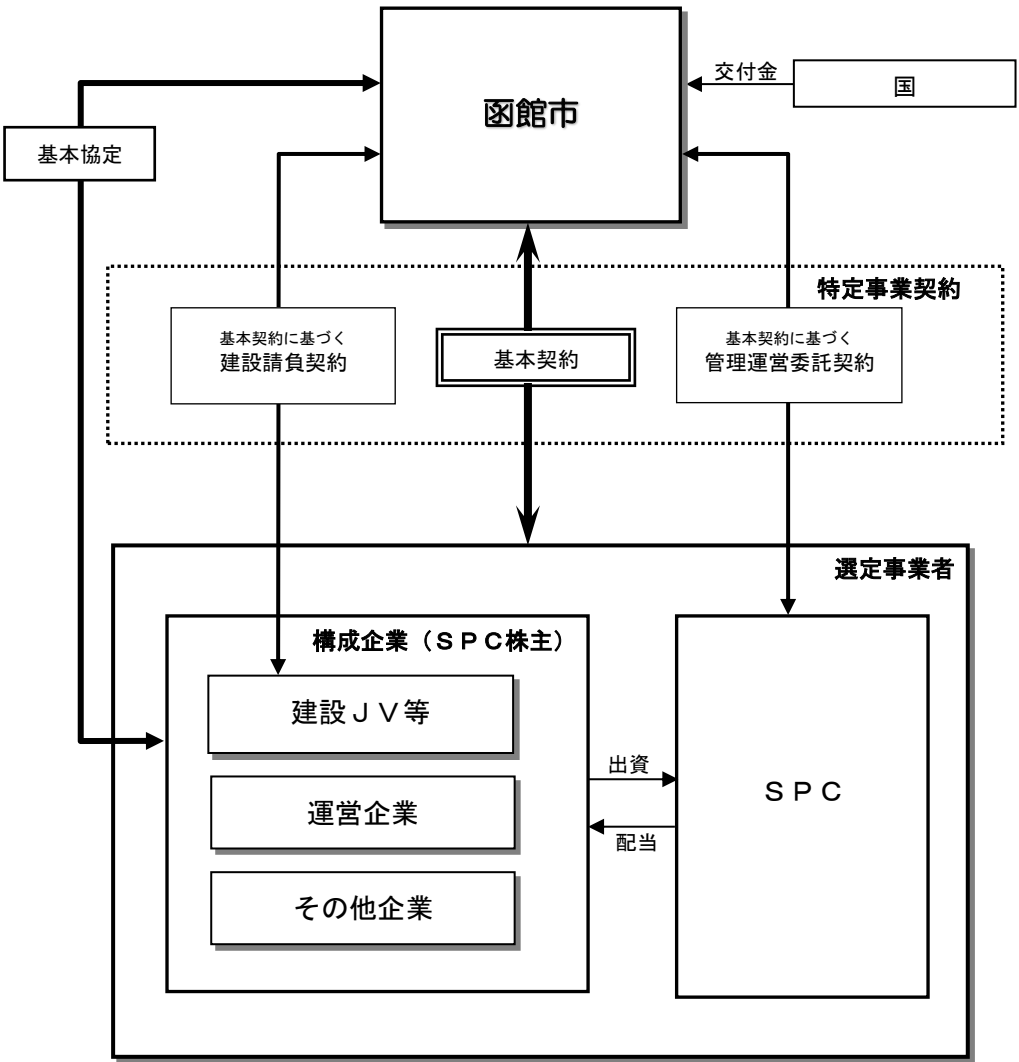
1 契約手続

- (1) 市は優先交渉権者を決定し、優先交渉権者と基本協定を締結する。
- (2) 優先交渉権者はＳＰＣを設立し、これに市と基本仮契約をさせ、また自らも締結する。
- (3) 基本仮契約の合意内容に基づき、市は、建設ＪＶ等と建設請負仮契約を締結する。また、ＳＰＣと管理運営委託仮契約を締結する。
- (4) 契約保証金は、建設請負契約については請負代金額の 10%以上とする。ただし、建設ＪＶ等が、函館市契約条例施行規則第 7 条に規定する請負代金額の 10%以上の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは免除とする。また、管理運営委託契約については年間委託料の 10%以上とし、各事業年度の開始日までに納付することとする。ただし、ＳＰＣが、同規則第 7 条に規定する年間委託料の 10%以上の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは免除とする。
- (5) 特定事業契約は、市議会の議決を経た場合に本契約となる（令和 3 年 9 月予定）。

2 その他

事業予定者が特定事業契約を締結しない場合は、総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行う場合がある。

別紙 1 事業スキーム図



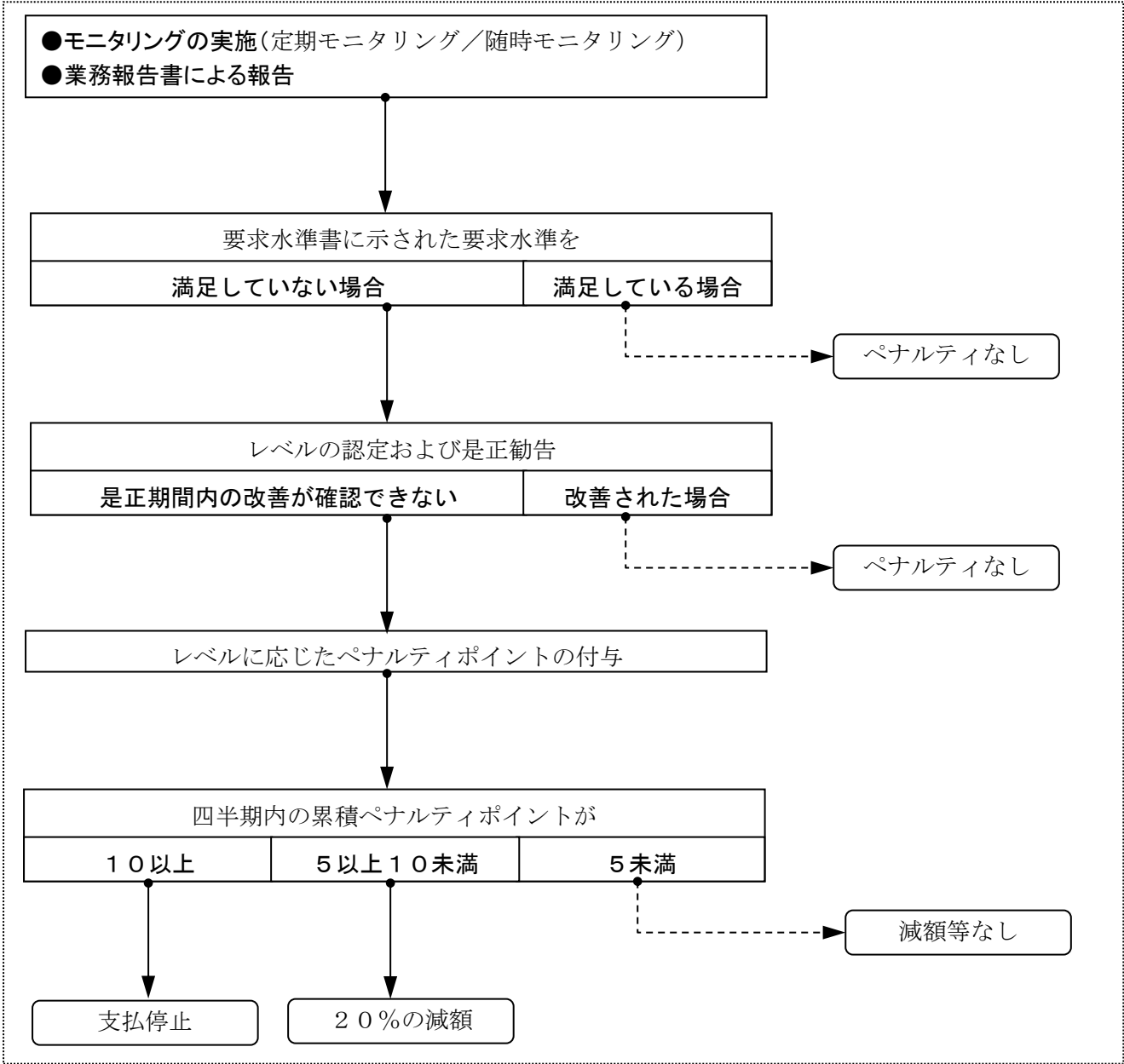
※構成企業の一部は、SPCに出資しないことも認める

別紙2 モニタリング実施要領等

1 モニタリングの実施要領

市は、事業期間にわたり、管理運営業務の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、S P Cの業務内容が基本契約、管理運営委託契約または要求水準書若しくは事業者提案または業務マニュアル等に表示される管理運営業務に関する内容を満足していないと市が判断した場合、以下のフローに示す手続き（四半期毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



2 委託料の減額方法

(1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において市が支払う委託料とする。

(2) 減額等の措置を講じる事態

S P C の責任により、基本契約、管理運営委託契約または要求水準書若しくは事業者提案または業務マニュアル等に表示される管理運営業務に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合または陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル 1	是正しなければ、本施設の管理運営業務に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル 2	是正しなければ、本施設の管理運営業務に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

(3) 減額等の決定過程

- ア レベル 1 またはレベル 2 の状態に陥っていることが、業務報告書またはモニタリング結果から明らかになった場合、市は、その程度、緊急度等を勘案し、S P C に相当な是正期間を提示する。
- イ S P C は、市の提示する是正期間内にレベル 1 またはレベル 2 の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1 日につき、レベル 1 は 1 ポイント、レベル 2 は 2 ポイントのペナルティポイントを付与する。
- ウ 市および S P C は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 委託料の減額の金額算定方法

- ア ある四半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5 未満	減額等なし
5 以上 1 0 未満	2 0 % の減額
1 0 以上	支払停止

- イ アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び、0 から加算されるものとする。

3 契約の解除

累積ペナルティポイントが 1 0 以上の場合、支払停止とする。また、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが 5 以上であれば、市は契約を解除することができる。

別紙3 閲覧用参考資料リスト

資料 番号	参考資料名	備考
1	既設全体配置図	要求水準書（設計・建設編）添付資料 1
2	函館市日乃出清掃工場建築物等劣化状況調査報告書	要求水準書（設計・建設編）添付資料 6
3	函館市日乃出清掃工場整備にかかる生活環境影響調査書	要求水準書（設計・建設編）添付資料 8
4	既設解体箇所図面	要求水準書（設計・建設編）添付資料 9
5		
6		
7		
8		
9		
10		